

平成 2 0 年 度

第 2 回 大垣市都市計画審議会会議録

(平成 2 0 年 1 0 月 2 7 日)

平成20年度 第2回 大垣市都市計画審議会会議録

平成20年度第2回大垣市都市計画審議会を、平成20年10月27日(月)市役所3階合同委員会室において開催した。

その次第は、次のとおりである。

- 議 題
- 1 大垣市景観計画(素案)について
 - 2 建築基準法第51条ただし書き許可について

本日の委員の出欠席は、次のとおりである。

出席委員

黒川会長、藤垣副会長、岩井豊太郎委員、車戸委員、三輪委員、笹田委員、石田委員、岩井哲二委員、長澤委員、田仲委員、羽賀委員、丸田委員、熊崎委員、高木委員

欠席委員

鶴田委員

本日の会議出席者は、次のとおりである。

市 長	小川 敏
都市計画部長	近藤 茂
都市計画課長	安田 浩二
建 築 課 長	近澤 広保
建築課長補佐	福野 嘉彦
建築課長補佐	高橋 正司
都市計画課係長	真鍋 和生
都市計画課係長	奥田 卓己
都市計画課係長	河瀬 良康
都市計画課主査	三宅 忠

本日の書記は、次のとおりである。

都市計画課主任	森井 信悟
都市計画課主事	細田 新二

(開会時刻 午前9時30分)

事務局
(都市計画部長)

皆様、おはようございます。

定刻となりましたので、ただいまから平成20年度第2回大垣市都市計画審議会を開催させていただきたいと存じます。

私は、都市計画部長の近藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、早朝より、ご多用の中をご出席賜りまして、誠にありがとうございます。

本日の審議会でございますが、鶴田委員様がお一人、御都合により欠席と伺っております。また、岩井哲二委員様につきましても、御都合により少し遅れられると伺っております。したがって、委員様の2分の1以上のご出席をいただいておりますので、市の都市計画審議会設置条例第6条第3項の規定によりまして、会議が成立いたしておりますことをご報告申し上げます。

なお、委員の皆様には本年8月にご就任いただきまして初めての審議会でございます。本来であれば、市長より委員の皆様方お一人お一人に任命書をお渡しさせていただくのが、本意ではございますが、時間の都合により簡略化させていただき、お手元に任命書をお配りさせていただいておりますので、何卒ご了承くださいませようお願い申し上げます。今後2年間何かとお世話になりますが、よろしく願いをいたしたいと存じます。

また、皆様のご紹介につきましては、お手元にお配りしてございます名簿をもちまして、ご紹介にかえさせていただきたいと存じますが、今回新たに3名の方に都市計画審議会委員にご就任いただくことになりましたので、ご紹介させていただきたいと存じます。

まず、本日も欠席でございますが、岐阜工業高等専門学校教授の鶴田佳子様でございます。

また、市民委員といたしまして公募によりお願いをさせていただきました熊崎淑江様でございます。

熊崎委員

熊崎です。よろしくお願いいたします。

事務局
(都市計画部長)

同じく市民委員といたしまして公募によりお願いをさせていただきました高木俊三様でございます。

高木委員

高木でございます。どうかよろしくお願いいたします。

事務局
(都市計画部長)

ありがとうございます。皆様よろしくお願いいたします。
それでは、ここで市長からご挨拶を申し上げます。

市長

みなさんおはようございます。平成20年度第2回の都市計画審議会を開催しましたところ、委員の皆様方には大変ご多用の中、また朝早くからご出席いただきまして誠にありがとうございます。また、日ごろ皆様方には、まちづくりの推進に格別のお力添えをいただいておりますことを厚く御礼申し上げます。

さて、本市では、今年から「第5次総合計画」がスタートしたわけでございますけれど、その将来都市像であります「水と緑と文化・産業・情報・交流都市」の実現に向け、地域の個性を活かした、市民の皆様との協働によるまちづくりを進めていきたいと思っております。

なかでも、都市計画の分野におきましては、人口の減少と少子高齢社会を迎えまして、これまでの人口増加を前提といたしました都市政策から、都市機能の集約、都心居住の促進等によります、「コンパクトなまちづくり」への転換に努めているところでございます。

こうした中、本年7月に皆様にご審議いただきました、準工業地域における大規模集客施設の立地制限につきましては、さる9月30日に「特別用途地区」の指定と「建築条例」を施行しましたことにより、中心市街地活性化基本計画による事業推進がより一層図られるものと考えております。

その一方、県におきましては、都市計画法の改正等に伴いまして、平成22年度の完了を目途といたしました「都市計画の定期見直し」が進められているところでございます。

本市といたしましても、皆様のお力添えを賜りながら、都市計画区域のマスタープラン等の見直しを図ると共に、「安心して暮らせる、いつまでも住み続けたい」「ふるさと大垣」づくりに努めてまいりますので、引き続き、ご支援、ご協力をお願い申し上げます。

最後になりますが、本日は、会長の選任をはじめといたします、2つの案件につきまして、円滑なご審議を賜りますようお願い申し上げます、ごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

都市計画部長

ありがとうございました。

本来であれば、ここで会長に議事の進行をお任せするところでございますが、先ほど申し上げましたように、今回は、委員の皆様が本年8月に就任されてから初めての審議会でございますので、会長、副会長が決まっておりません。会長、副会長が決まりますまでの間、事務局で会議の進行をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

それでは、お手元の議案集の1ページでございますが、「会長の選任について」でございます。大垣市都市計画審議会設置条例第5条第1項の規定によりますれば、学識経験者としてご就任いただきました、岩井豊太郎委員様、車戸委員様、黒川委員様、鶴田委員様、藤垣委員様、以上5名の中から、皆様で選出していただくことになるわけでございます。

いかが取り計らったよろしいでしょうか、お諮りしたいと思います。

長澤委員	今まで黒川先生にやっていたいてましたので、また、続いてやっていただいたらどうですか。
事務局 (都市計画部長)	ただいま、長澤委員様から、黒川委員様のご推薦がございましたが、ご異議ございませんでしょうか。 (「異議なし」との声あり)
事務局 (都市計画部長)	ありがとうございます。それでは、異議なしということですので、会長は黒川委員様と決定させていただきます。 それでは、黒川委員様、会長席の方へお願いいたします。 早速で誠に申し訳ございませんが、それでは、黒川会長様からご挨拶を賜りたいと存じますので、よろしくをお願いいたします。
黒川会長	おはようございます。黒川でございます。ただいま大変重い責に就かせていただきましたけれども、今後、この審議会に課せられたいくつかの課題、先ほど市長さんからもお話がございましたが、誠心誠意委員の皆様方のご協力をいただきながら努めさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。
事務局 (都市計画部長)	ありがとうございました。 引き続きまして、副会長でございますが、市の都市計画審議会設置条例第5条第2項の規定によりますれば、会長が委員のうちから指名することとなっておりますので、黒川会長様からご指名をお願いしたいと存じます。よろしくをお願いいたします。
黒川会長	それでは、早速でございますけれどもご指名させていただきます。 藤垣委員さん、副会長をお願い申しあげたいと思いますが、どうぞお願いいたします。
藤垣副会長	藤垣でございます。微力でございますが、努めさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。
事務局 (都市計画部長)	ありがとうございました。ただいま黒川会長様からご指名がございましたように、藤垣委員様に副会長をお願いしたいと存じます。よろしくをお願いいたします。 これよりの議事につきましては、市の都市計画審議会設置条例第6条第2項の規定によりまして、会長が審議会の議長となります。それでは、

黒川会長様、議事の進行をよろしく願いいたします。

なお、ここで市長は都合により退席させていただきますので、よろしく願いいたします。

市長

どうぞみなさん、よろしく願いいたします。
(市長退席)

黒川会長

それでは、議事に先立ちまして、本日の審議会におきまして、1名の傍聴希望者がございますが、これにつきまして、可としてよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

黒川会長

それでは、審議会の傍聴につきまして許可いたしたいと思います。
続きまして、本日の会議録署名者でございますが、長澤委員さんと、田仲一英委員さんのお二人をお願いいたしたいと存じます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、早速でございますけれども、本日の議案の審議に入りたいと存じます。お手元の次第でございますように、本日は全部で2件の議案がございます。

まず最初に、第1号議案といたしまして、平成20年10月27日付け20都第339号で諮問がございました「大垣市景観計画(素案)について」を議題といたしたいと存じます。

これにつきまして、事務局から説明をお願いいたします。どうぞよろしく願いします。

事務局

(景観整備係長)

皆様、改めましておはようございます。都市計画課景観整備係長の真鍋と申します。

それでは、第1号議案「大垣市景観計画(素案)」について説明させていただきます。申し訳ございませんが、座って説明させていただきます。

お手元には、事前に送付させていただきましたA4サイズの「大垣市景観計画(素案)」の本編のほか、本日、A3サイズの資料「大垣市景観計画(素案)概要版」を配布させていただきました。

本来ですと計画案すべてにわたりまして、逐一ご説明差し上げるのが本意ではございますが、本日は概要版に沿いましてご説明申し上げますので、本編につきましては、別途お目通しいたいただきますようよろしくご了承賜りたいと存じます。

まず、今回諮問させていただきます「大垣市景観計画」でございますが、平成16年に景観に関する初めての総合的な法律であります

「景観法」が公布されまして、その中で、大垣市を始めとする景観行政団体となった地方自治体が、より良好な景観の保全・形成を図る目的で「景観計画」を定める際には、都市計画区域に係る部分について、あらかじめ、都市計画審議会の意見を聴かなければならないと規定されておりますので、本日の諮問となったわけでございます。

昨年度からの2か年計画で進めて参りまして、市民アンケート調査の結果などを計画に反映させ、また、内容に係る地域の方々との協議や、庁内関係課との調整を行い、まとめ上げてまいりましたものでございまして、現在、別に設置しております「大垣市都市景観審議会」でも審議を継続しているものでございます。

また同時に、現在、この素案でパブリック・コメントを実施しております、広く意見を募っておるという状況でございます。

では、概要版の1ページをご覧ください。

まず、「1. 前提条件の整理」でございます。右上のP1～4という表記は、本編では1ページから4ページに記載がありますという意味で、以下同様でございます。

景観形成の考え方として、趣旨・理念を掲げております。良好な景観は大垣市民共通の財産であり、市民・事業者・行政の協働により一体的な取り組みを目指し、現在ある良好な景観を保全するだけでなく、新たに良好な景観を創出することにより形成されるものとしております。

(2)の前提となる計画及び条例といたしまして、平成9年に旧大垣市域を対象とした「大垣市都市景観基本計画」を策定し、同時に「大垣市都市景観条例」を制定して、良好な景観形成に関して必要な事項を規定し、その運用に努めて参りました。今回の計画策定は、全く新しい計画を一から作り上げるわけではなく、これらをベースとして、景観法の趣旨にのっとった計画を整備するということになるわけでございます。

現行計画と今回の新計画との比較につきましては、後ほど資料にてご説明申し上げます。

続きまして、「2. 景観形成方針」でございます。

ここでは、4つの目標とそれに対応した基本方針を定めております。まず、水都大垣をイメージする水景の保全や魅力化を基本方針とする「水を活かした潤いのあるまち」、次に、大垣駅や、大垣城、中山道赤坂宿など大垣を代表する景観の形成と保全を基本方針とする「市民が誇りを持つ大垣らしい顔のあるまち」、次に、合併した上石津の里山や自然景観、水屋などの輪中景観の保全と、ソフトピアジャパンなど新たな景観づくりを基本方針とする「大垣らしい多彩な情景に出会えるまち」、最後に、市民協働による景観づくりや、違反広告物の除却活動、いわゆるバスターズの活動などの充実を基本方針とする「市民協働による愛着のあるまち」を目標に掲げております。

続きまして、「3. 景観計画」でございます。

まず、景観形成区域を市全域と定めまして、地図にお示したように、より具体的に地域ごとの区域を示したもので、市中心部の商業地域を「にぎわい」、その周辺の市街化区域を「くらし」、さらにその周辺の市街化調整区域を「田園」、都市計画区域外になりますが、上石津区域を「里山」として区分しておりまして、右側にそれぞれの景観形成に関する方針を示しております。例えば、「にぎわい」ですと大垣駅周辺の再整備等の推進、中心部にある、美濃路大垣宿等に関する歴史資源の保全活用という具合にそれぞれ挙げております。

では、資料の2ページをご覧くださいと思います。細かくて恐縮でございますが、ここでは景観形成のために必要と考えられる行為の制限を定めております。

まず、建築物に関しましては、市域全域における制限内容と先ほどの景観形成区域区分ごとの制限内容を、それぞれ色彩や形態・意匠、緑化、素材、照明などに区分して規制することといたしました。

今回特に、今まで具体的に規制されてこなかった「色彩」を項目に入れております。建物の外観の色の規制については、視覚的な景観要素として、地域説明会でも住民にとってわかりやすく、比較的取り組みやすいということで、色の明るさや鮮やかさまで含めた統一基準であります「マンセル表色系」を用いまして、その数値で使用範囲を規制しております。マンセル表色系につきましては、参考資料ということで、概要版の最後にお付けしておりますので、ご覧くださいたいと存じます。

また、特に歴史的な景観を有する区域におきましては、外観意匠を極力和風基調のデザインにしたり、まちなみの連続性に配慮したり、道路や敷地境界からの後退を規制内容に挙げております。

次に、2ページ右側でございますが、建築物以外の工作物や土地の形質の変更、堆積、木竹の伐採についても、建築物の基準に準じまして、景観形成のための行為の制限を予定しております。2)届出対象行為といたしましては、一番下の比較表をご覧くださいと思います。

現行の計画で、建築物と工作物につきまして、市街化区域、市街化調整区域それぞれ一定規模以上の大規模なものに届出を指導しておりますが、新計画では、都市計画の区分に関係なく、届出の範囲を拡大する予定でございます。

さらに、同様に現行の計画にはない、土地の形質の変更、堆積、木竹の伐採など、景観への影響を考慮して、新たに届出規定を設けていきたいと考えているところでございます。

例えば、堆積では、周辺から目立たないように生垣等によって遮蔽するなどございますが、当然、個別法での規制があつての事項になりますので、担当課等と調整を図りながら進めることになってまいります。

続きまして、3ページをご覧くださいと思います。

ここでは、先導的な景観形成地域について規定しております。

まず、「(4) 景観形成重点地域」でございます。

これは、前述の一般規定よりも重点的に景観形成を行う地域を指定し、地域独自の景観形成方針や行為の制限によって、地域の特性を生かした景観形成を図るものでございます。

現行の計画に制度としてはございましたが、具体的な指定はなされておられませんので、今回、旧東亜紡績工場跡地の住宅地域、また、ソフトピアジャパンといった建築協定を活用しながら既に一定の良好な景観形成を進めておられる地域を、それぞれ住居系及び産業系の景観モデル区域として指定を検討してまいります。

重点地域では、中ほどの比較表にございますように、ほぼすべての建築物や工作物の新築等で届出が必要となりますので、指定に向けましては、慎重に協議を進めてまいろうと思っております。

続きまして、「(5) 景観形成モデル地域」についてでございますが、前述の重点地域指定は、理想的ではございますが、地域の合意形成が難しいという点がございます。

そこで、この計画素案では、新たに地域住民やNPO等が地域の指定提案を行う「モデル地域」制度を創設しまして、市と行為の制限内容やエリア等を協議しながら中身を定めていこうとするものでございます。

今のところ、検討対象地域としまして、美濃路墨俣宿を中心とした歴史景観形成区域や、基礎に石垣を施した家屋が特徴的な階段集落の残る上石津の時山区域を想定いたしております。

次に、「(6) 大垣市景観遺産」でございます。大垣市景観遺産とは、中ほどのイメージ図のとおり、文化財指定の有無を問わず、後世に伝承すべき景観を有する建造物等を新たに「景観遺産」として指定するものでございまして、その保全、活用に必要な施策を構築していこうと考えておるものでございます。

景観重要建造物や景観重要樹木など、これら景観法に規定があるものを含みます「景観遺産」の指定、運用等につきましては、別に②にございます大垣市景観遺産審議会を設置いたしまして、専門的な見地から方策を明確にしていく予定でございます。

続きまして「(7) 屋外広告物関係」につきましては、当面はこれまでどおり県の屋外広告物条例を基本に、適切な運用に努めまして、必要に応じて市独自の行為の制限なども検討してまいりたいと考えております。

「(8) 景観重要公共施設関係」につきましても、当面は基本方針を定め、施設管理者との協議を図りながら、道路、河川、公園などの公共施設の指定についての検討をすすめてまいります。

続きまして4ページをご覧くださいと思います。

「(9) その他の主要景観施策」といたしまして、まず①で、平成14年に認定されました「中山道赤坂宿まちづくりの会」に続く景観形成市民団体の認定に努めたいと存じます。

次に、前述の大垣市景観遺産の保全、活用のための基金制度であります②の「(仮称)大垣市景観遺産ファンド」の設立の検討や、既存の制度でございます③修景助成金制度の拡充を図ってまいりたいと考えております。

ファンドの設立にあたりましては、国土交通省の外郭団体であります「MINTO機構」からの支援を活用しながら、市民や企業からの寄付等の受入、運用の仕組みを作り上げたいと考えております。

また、右側「④景観整備機構」でございますが、景観法に規定された一定の景観保全、整備に関する権限を有する団体として、公益法人やNPO法人を機構として指定し、行政と一体となって景観整備に関する各種自主事業の展開を図っていくことを考えております。

さらには、「⑤大垣市サインシステム整備計画の見直し」では、景観への影響や都市の個性表現の手段でもあるサインについて、現行の平成4年策定の大垣市サインシステム整備計画の見直しを図りまして、現状の分析、検証や新たな整備方針の構築などに努めてまいります。

次に「4. 今後の方針」でございますが、新計画策定に合わせまして、現行都市景観条例の見直しを図るとともに、今後、地域特性や市民の取り組みなどを反映し、計画の充実を進める「成長型の計画」として、都市計画手法の導入や適切な進行管理に今後も努めてまいります。

以上が景観計画(素案)の概要でございますが、最初に申し上げましたように、既存計画と新計画との比較表を5ページ、6ページに付けさせていただきます。

右側の欄の新計画で、着色の部分が主な計画変更部分でございますが、今までご説明させていただいた計画内容を再掲の形で掲げさせていただいております。

逐一の説明は省略させていただきますが、当市では、新たに計画を策定するのではなく、合併や景観法施行のタイミングに合わせまして、既存計画の改訂という形で計画を策定いたしておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

以上、第1号議案につきましての説明を終わらせていただきます。

なお、本件につきましては、素案の資料を再度ご検討いただきまして、11月6日に予定されております第3回審議会におきまして、ご意見をいただきたいと存じますので、よろしく願いいたします。

また、お手元に「大垣市景観計画(素案)に関する意見書」を配布させていただきます。第3回審議会におきまして素案に対するご意見をいただくこととしておりますが、会議における審議時間を有効活用するため、この意見書に基づきまして、あらかじめご提出いただいても構いません。また、ご欠席の場合につきましても、事前に意見書をご提出いただければと存じます。

ご提出につきましては、できましたら11月4日火曜日までをお願い

いたしたいと存じます。

では、大変雑駁な説明でございましたが、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

黒川会長

ありがとうございました。

ただいま「景観計画（素案）」、並びに今後の審議の手順につきましてご説明いただきました。11月6日に予定されております第3回審議会にて、また意見書を通じて、ご質問、ご意見を賜りたいと思っておりますが、本日何かご意見、ご質問ございましたらお願い申しあげたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。

（発言なし）

黒川会長

よろしいでしょうか。ご発言もないようですので、本件につきましては、次回11月6日の第3回審議会にて再度審議することにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

黒川会長

ありがとうございました。

それでは、続きまして、第2号議案といたしまして、平成20年10月27日付け20都第340号で諮問がございました「建築基準法第51条ただし書き許可について」を議題といたしたいと存じます。

この件につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

事務局
（建築課長）

失礼いたします、建築課長の近澤でございます。よろしくお願いたします。第2号議案「建築基準法第51条ただし書き許可」について説明をさせていただきます。6ページでございますが、審議会への諮問書の写しでございます。

7ページをご覧ください。

最初に1、建築基準法の概要でございますが、建築基準法第51条では、市場、火葬場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画位置が決定しているものでなければ、建築又は用途変更してはならないと定められております。しかしながら、ただし書きによって、特定行政庁、これは大垣市ですが、今回の案件について、一般廃棄物処理施設は市の都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないとした場合は、都市計画の位置決定を不要としております。

次に2、対象施設とする根拠ですが、申請がありました施設は、一般廃棄物処理施設の「政令で定めるその他処理施設」であり、網掛け部のごみ処理施設、（廃プラスチック類の破碎施設等）で、一日当たり

5 トン以上のものに該当しております。

8 ページをご覧ください。

3、ただし書き許可とする根拠ですが、設置者が民間事業者であることにより、将来の情勢から移転又は廃止等が考えられることから、ただし書き許可の規定を適用するものでございます。

次に4、申請敷地の概要ですが、申請者は株式会社セイノーマテリアル代表取締役 井原 清 でございます。用途は、一般廃棄物、産業廃棄物中間処理施設でございます。敷地位置は、大垣市赤坂町北岡ノ下 1 1 1 番の1ほか3筆となっております。敷地面積は4, 2 8 6 平方メートル、この地域の用途地域ですが、工業地域内でございます。申請理由でございますが、平成19年に許可済となっております現産業廃棄物処理施設で、新たに一般廃棄物である廃タイヤの処理も行えるようにするものです。

次に5、申請施設の概要ですが、昨年許可を受けました産業廃棄物処理施設の内、今回対象となります施設は、施設2、施設3、施設4が許可の対象となり、既存施設の処理容量の変更はございません。

次に6、建築物の概要ですが、敷地内には合計4棟の建物があり、既存の処理棟並びに処理物倉庫棟を利用するものでございます。

9 ページをご覧ください。

次に7、処理行為の概要についてご説明いたします。運搬車両につきましては、許可済であります処理能力では4トンから10トン車が、頻度としまして、1日に31台程度となっております。処理品目の搬入品は廃タイヤで、業務から発生します産業廃棄物と、一般廃棄物となります一般市民から出ます分と自治体から出ますタイヤの処理委託分を搬入いたします。搬出品としまして、100%破碎したチップ状の廃タイヤを県外のリサイクル工場等へ搬出し、主に燃料となります。

また、施設の稼働時間ですが、24時間となっており、職員が常時監視、作業を行っております。現状ですが、7時から5時まで行っています。

次に8、その他特記事項としまして、公害防止協定並びに覚書でございますが、地元自治会と締結されております。また、廃棄物処理法につきましては、本申請許可後、「産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物」に係る事項についての届出がなされます。

10 ページをご覧ください。

都市計画総括図です。申請地は大垣市の北西部に位置しまして、数社の工場が操業する工業地帯となっております。

11 ページをご覧ください。

赤線で囲んだ部分が申請地でございます。搬入搬出は敷地西側の緑色の幅員6.2メートルの県道、及び青色の幅員6メートルから8メートルの市道を通じ、茶色の幅員21メートルの県道を利用する計画となっております。

12 ページをご覧ください。

建築物を表し、全て既存の建物です。今回51条ただし書き許可の

対象となる施設がありますのは、斜線で囲まれた処理棟並びに処理物倉庫棟建屋でございます。

13ページをご覧ください。

処理棟内の施設2、施設3、施設4の配置でございます。

最後になりますが、今回この敷地の位置が都市計画上支障がないことについて、でございますが、まず最初に、搬入経路としまして6から8メートル以上の道路幅員があること。2つ目としまして、周囲にはその他工場等があり、用途地域は工業地域ということで、主に工業の利便増進を図る地域であること。3つ目としまして、平成19年に産業廃棄物処理施設の許可を受けた施設において、今回、同じ許可処理能力以内で同じ方法で新たに一般廃棄物となります一般市民分と、市など自治体から処理委託されましたタイヤの処理をおこなうリサイクル施設であることなどが上げられます。

ただいまの大垣市の意見につきましては、9ページに書いてあります。ご説明申し上げました、株式会社セイノーマテリアルの一般廃棄物中間処理施設でございますが、ご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

黒川会長

ありがとうございました。

ただいま、事務局から説明がございましたが、この件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

笹田委員

9月議会の資料の中では、この地域の用途地域が工業地域と第一種住居地域と資料に出ていましたが、第一種住居地域は倉庫棟ということで、今回の許可については、直接関係ないという意味で外されたのですか。

事務局
(建築課長)

倉庫棟の部分は一部、第一種住居地域ということになっております。建築基準法上で申しますと、大半の地域が工業地域ということで、法律上は工業地域と解釈しております。

黒川会長

よろしゅうございますでしょうか。

笹田委員

はい。

岩井豊太郎委員

赤坂新町の自治会長と公害防止協定を結ばれたとのことですが、前回産廃の時に結んで、今回も新たに結ばれたということですか。

事務局
(建築課長)

覚書でございますが、処理施設の容量が産廃許可を受けました容量以内で行うということで、覚書は前回の覚書をそのまま今回も適用させておりまして、今のところ地元からそのことで苦情は出ておりません。

岩井豊太郎委員 今までは産廃で、今回は一廃を扱うようになるので、そのことを踏まえて新たに公害防止協定を結ばれたのか、もう産廃を結んだのでいいということで地元とは結ばなかったのか。どうですか。

事務局 (建築課長) その点につきまして、一般廃棄物という覚書は結んでおりません。今後、業者に一般廃棄物も扱うということを協定書の中に書き入れるように申し入れをしたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

岩井豊太郎委員 ということは、今現在は結んでないということですね。

事務局 (建築課長) はい。

岩井豊太郎委員 くだいようですが、一廃も結ぶように業者に指導されるのですか。

事務局 (建築課長) はい。指導したいと思います。

長澤委員 具体的にタイヤはどのような状況で、どのように処理するのか詳しく教えてください。

事務局 (建築課長) 資料の13ページをご覧いただきたいと思います。まず左側北になりますけども、廃タイヤ搬入という所がございます。この廃タイヤですけど、一般市民、それから不法投棄されたタイヤなど一般廃棄物。それから事業系のタイヤということで、産業廃棄物になるわけですが、廃タイヤをここへ搬入します。直接施設3の方へ行くわけですが、たくさんあればストックヤードの方へ蓄えておくということです。施設2と3ですが破砕機でございます。施設2の前に前処理機というものがございます。ここでタイヤのワイヤーを引き抜くことになります。引き抜いたものを施設2と3でチップ状にすることになります。施設4はタイヤのホイールを外すところです。実際には施設4でタイヤのホイールを外してワイヤーを抜いて、タイヤをチップ状にして、右の方にチップヤードとありますが、TBチップヤード、PCチップヤードというふうに、タイヤをチップにしてしまう、それから燃料として電力会社や製造会社へ搬入することで処理しております。

岩井豊太郎委員 これは、大垣市内だけのタイヤなのか。

事務局 (建築課長) この施設は民間事業者でございますので県の分や市、町の方も入っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

岩井豊太郎委員	この様な業者は市内にまだありますか。
事務局 (建築課長)	私が知っている限りはここだけだと思います。
黒川会長	よろしゅうございますでしょうか。
岩井豊太郎委員	はい。
黒川会長	他にいかがでございましょうか。
石田委員	6メートルから8メートルの県道市道を通って県道赤坂垂井線に出られるとのことで、それは道路をきちっと指導されると思いますが、31台というのはこの事業を始めて新たに31台ということですか。
事務局 (建築課長)	31台といいますのは最初に産業廃棄物の許可を受けました容量ということで、8ページを見ていただきたいと思います。5. 申請処理施設の概要ということで、処理容量許可済とありますが、施設1が92.16トン、施設2が138.24トン、施設3が72トンということで、この容量で許可を受けた場合ですけれども、この場合に車が通るということで、現況ですが、実際には半分くらいしかやっていないということで、許可を受ける時に想定した台数でございまして。一廃を扱うことによって増えるわけではございません。
石田委員	今までの許可を受けた段階で最大31台ということですか。それで今回追加しても変わらないと。現状どのくらい走っているのですか。
事務局 (建築課長)	この容量からいいますと、だいたい半分くらいだと考えております。
黒川会長	15台くらいですか。
事務局 (建築課長)	はい。だいたい数量からいいますと半分くらい。
石田委員	今までの15台くらい。これをやると、どの位になるのですか。
事務局 (建築課長)	7割くらいになると思います。100%は操業していないということです。

石田委員	ここは工業地帯ですけれども、通行される10トン車7台が想定ということで、住宅街を結構通りますよね、その辺が若干心配があるかなと思ったのですが、想定をずっと下回って、周りの住民には影響がないということですか。
事務局 (建築課長)	通学路等調べておりまして、この辺りは車しか通らないということですが、通学時間帯はなるべく搬出入はしないということで聞いております。
黒川会長	よろしゅうございますか。
石田委員	はい。
黒川会長	他にいかがでございましょうか。
笹田委員	8ページの5番の許可の対象のところ、未設置のところはまだありますが、将来的には設置してその範囲内で許可をされているということで理解してよろしいですか。
事務局 (建築課長)	実際にはこういう計画でやりたいということで県の許可を受けています、まだ機械が入っていないということでございます。
笹田委員	その建物の中で施設は設置されるということですか。
事務局 (建築課長)	はい。当初の計画では建物の中ですべて行うということになっております。
黒川会長	よろしゅうございますか。
笹田委員	はい。
黒川会長	他にいかがでございましょうか。 他にご意見ないようですが、いくつか確認しておかなければならない点がございました。岩井委員さんのご指摘のありました協定書について対応していただきたい点、それから交通量がこれに伴ってどれくらい増えていくのか多少懸念されるところがございます。そういった点を対応していただくということを含みといたしまして原案を適当と認めることにご異議ございませんでしょうか。

黒川会長

(「異議なし」との声あり)

ありがとうございました。

それでは、原案を適当と認めることといたします。

ただいまご審議いただきました第2号議案、すなわち「建築基準法第51条ただし書き許可」につきましては、後日、事務局を通じまして、市長さんに原案を適当と認める旨を答申いたしたいと存じます。また、第1号議案につきましては、次回11月6日の第3回審議会にて再度審議いただきたいと存じます。

慎重なご審議をいただき、誠にありがとうございました。

それでは、これもちまして第2回審議会を閉会いたしたいと存じます。本日はどうもありがとうございました。

(閉会時刻 午後10時30分)

大垣市都市計画審議会

会 長

会議録署名者

会議録署名者